

薬生食輸発0510第1号  
令和4年5月10日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)  
のジニコナゾール、フルシラゾール及びヘキサコナゾール)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年4月28日付け薬生食輸発0428第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のジニコナゾール、フルシラゾール及びヘキサコナゾールについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。